

育てよう！笑顔と自然と文化のまちを

共生・共創のまちづくり

まちづくり条例推進アクションプラン



茂原市マスコットキャラクター「モバリん」

令和6年8月

企画財政部企画政策課

内容

1. まちづくり条例推進アクションプラン策定の趣旨	2
2. アクションプランの期間	2
3. 第1章 総則	3
(1) 条例の位置付け(第2条関係)	3
4. 第2章 情報の共有	4
(1) 市政に関する情報の共有(第5条関係)	4
(2) 情報公開(第6条関係)	6
(3) 個人情報の保護(第7条関係)	8
(4) 説明責任・応答責任(第8条関係)	10
5. 第3章 参加	11
(1) 市民等の権利(第9条関係)	11
(2) 市政への参加の機会の保障(第11条関係)	13
(3) 住民投票(第12条関係)	15
(4) 男女共同参画(第13条関係)	17
(5) 子どもの参加の機会の保障(第14条関係)	18
6. 第4章 地域におけるまちづくり	19
(1) 地域コミュニティの育成及び支援(第16条関係)	19
(2) 地域まちづくり協議会(第17条関係)	21
7. 第5章 協働	23
(1) 協働によるまちづくり(第18条関係)	23
8. 第7章 行政運営の基本原則	24
(1) 市長の役割と責務(第22条関係)	24
(2) 職員の役割と責務(第24条関係)	27
(3) 総合計画等(第25条関係)	29
(4) 財政運営(第26条関係)	31
(5) 政策法務(第27条関係)	34
(6) 行政評価(第28条関係)	36
(7) 監査(第29条関係)	38
(8) 行政手続(第30条関係)	40
(9) 危機管理(第31条関係)	41
(10) 国等との連携(第32条関係)	44
9. 第8章 実効性の確保	45
(1) 条例の見直し(第33条関係)	45

1. まちづくり条例推進アクションプラン策定の趣旨

平成 28 年 4 月 1 日に、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が共有する基本的なルールである「茂原市まちづくり条例」(以下「まちづくり条例」)が施行されました。

「まちづくり条例」に基づく市民参加・市民協働のまちづくりを、今後確実に推進していくため、条例に規定した各項目に基づいて取り組むべき内容とそのスケジュールをまとめた工程表である「茂原市まちづくり条例推進アクションプラン」(以下「アクションプラン」)を策定しました。

アクションプランについては、計画(PLAN)・実行(DO)・評価(CHECK)・改善(ACT)という、いわゆる「PDCA サイクル」に基づき、毎年度進行管理を行ってまいります。

2. アクションプランの期間

まちづくり条例第 33 条第 1 項では、「市は、この条例が、趣旨に照らして解釈運用され、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを、条例の施行後、4 年を超えない期間ごとに確認するものとします」と規定しています。

このため、アクションプランの期間は令和 6 年度～9 年度の 4 年間とし、進行管理を毎年度行うことにより、まちづくり条例第 33 条第 1 項に規定する「確認」を行うものとします。

3. 第1章 総則

(1) 条例の位置付け(第2条関係)

(条例の位置付け) 第2条 この条例は、茂原市のまちづくりの基本を定めるものであり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとします。
【趣旨】 - 本条は、「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という条例の位置付けについて規定したものです。 【解釈及び運用】 - まちづくり条例も一つの条例であり、条例間の法的優位性はありませんので、日本国憲法のように、まちづくり条例の趣旨に反する条例を即座に無効とする「最高規範性」を持たせることはできません。しかしながら、この条例が持つ「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という位置付けを尊重し、これを実質的に担保するため、他の条例・規則などの制定改廃に当たって、この条例との整合性を図るものとしています。 - 既存の他の条例・規則については、この条例との整合が保たれないことが明白である場合を除いて、この条例の施行後、即座に修正等を行うものではなく、改廃の時期が到来した際に、この条例との整合を図るため、必要な修正等を行うものとします。また、新たな条例・規則については、この条例との整合を図りながら制定するものとします。

所管課	総務課	関係課	全課
現状	条例等の審査に当たり、法令及びまちづくり条例との整合性を図るとともに、予算を伴うものについては、効率化等を意識して行っています。		
課題	条例、規則等の制定、改廃等については、その内容が多種多様に及ぶため、常にまちづくり条例を意識した審査及び担当者への指導を行う必要があります。		
取組事項	まちづくり条例との整合性を意識した条例等の審査を行います。		
工程	R 6	R 7	R 8
	まちづくり条例との整合性を意識した条例等の 審査		

4. 第2章 情報の共有

(1) 市政に関する情報の共有(第5条関係)

(市政に関する情報の共有) 第5条 市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民等と情報を共有するものとします。
【趣旨】 - 本条は、市政に関する情報の共有について規定したものです。 【解釈及び運用】 - 情報公開・情報共有は、市民自治によるまちづくりを進める上での大前提であり、情報を共有するためには、市民等が受け取った情報を理解する必要があることから、市及び議会が市政に関する情報を市民等へ分かりやすく公正に提供することを規定しています。 - 情報公開・情報共有の手法はさまざまであり、また、市民側の入手及び活用の方法もさまざまであることから、より効果的な情報公開・情報共有の手法を用いる必要があります。

所管課	秘書広報課、総務課	関係課	全課
現状	「広報もばら」や「市公式ウェブサイト」、SNS (Facebook・LINE・X)、スマートフォンアプリ「マチイロ」等を活用して迅速かつ的確に市制情報等を発信しています。また、報道機関(マスメディア)等へ積極的に情報を提供しています。 - GISに搭載している情報のうち、公開可能な25のデータをシェイプ形式で公開し、人口データについてはCSV形式で掲載しています。		
課題	「広報紙」については、情報量が増加しているなか、常に分かりやすく親しみやすい魅力ある広報紙作りが必要です。 「ウェブサイト等」については、迅速かつ的確に情報を発信する必要があり、また、ウェブサイトではリンク切れのものや更新されていないページがないよう常に最新の情報を公開する必要があります。 - 市民の市政情報等に関する情報共有の公正性を確保する必要があります - オープンデータ事務担当者連絡会の開催により、庁内でオープンデータの推進について情報を共有し、より多く、また2次利用しやすい形式での公開が求められます。 - オープンデータの利活用について市民への周知を図る必要があります。		
取組事項	「広報紙」については、紙面構成や掲載内容を精査し、写真や図表、レイアウトを工夫し、分かりやすく親しみやすい広報紙を目指します。 「ウェブサイト等」については、市政情報等を迅速かつ的確に発信することで、市民の利便性を図るとともに、市のPRを図		

	り、より多くの方に関心をもってもらいます。 • 報道機関（マスメディア）などへ積極的に情報を提供し、新聞等に記事が掲載されることにより、茂原市をPRします。 • 行政で保有している情報を2次利用しやすい形式で公開します。 • オープンデータの公開が、行政の透明性・信頼性の向上、住民参加や住民・企業等の協働の推進につながることを職員が意識できるように取り組みます。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	「広報もばら」や「市公式ウェブサイト等」による迅速かつ的確な情報発信			
	報道機関（マスメディア）などへの積極的な情報提供			
	「広報もばら」の配布方法の検討・実施			
	より多くのデータ公開			
	掲載データの更新			
	連絡会の開催			

(2) 情報公開(第 6 条関係)

(情報公開) 第 6 条 市及び議会は、市政について市民等に説明する責務を全うするため、茂原市情報公開条例（平成 24 年茂原市条例第 20 号）の規定に基づき、保有する情報を適正に開示するものとします。
【趣旨】 • 本条は、「情報の共有」の一環として、市及び議会の情報公開について規定したものです。 【解釈及び運用】 • 市及び議会は、職責に基づく市民等への説明責任を有していることから、市民等からの求めに応じ、保有する情報を適正に公開するものとします。なお、「茂原市情報公開条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。 • 茂原市情報公開条例第 23 条では、審議会その他の附属機関等の会議を原則として公開するものとします。同条において、会議を非公開とするのは、(1) 法令又は他の条例に特別の定めがある場合、(2) 不開示情報に該当すると認められる事項を審議する場合、(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認める場合です。

所管課	総務課、議会事務局	関係課	全課
現状	• 審議会等の会議開催のお知らせ及び会議の開催結果を、市公式ウェブサイトへの掲載、情報公開コーナーへの掲示を実施しています。 • 掲示板等の設置により、情報公開コーナーの充実を図っています。 • 議会に係る会議は、原則として公開しています。 • 本会議の開催予定及び会議結果は、市公式ウェブサイトや「もばら議会だより」で公表しています。 • 本会議の会議録については、議会図書室をはじめ、市の情報公開コーナー、出先機関で閲覧に供しているほか、市公式ウェブサイトにおいても公開しています。 • インターネットを活用し、本会議の様子を映像配信しています。		
課題	• 会議の開催の周知方法について、今後も市民により伝わりやすく、遅滞なく伝えられる方法を検討していく必要があります。 • 情報コーナーの配架について、効果的な情報発信に努めるよう研究していく必要があります。 • 会議の傍聴者及びインターネット中継の視聴者数がまだまだ少ない状況です。		

取組事項	・会議開催のお知らせ及び会議の開催結果の公表については、市公式ウェブサイトへの掲載、情報公開コーナーへの掲示を実施します。 ・会議の公開の周知方法について、調査研究に努めます。 ・情報公開を充実させるための調査研究に努めます。 ・インターネットを活用し本会議の様子を映像配信することや、市公式ウェブサイト及び市公式 SNS へ議会だよりを掲載し、傍聴に来られない方への情報提供に努めます。 ・議員による市民への報告会を開催し、議会活動について積極的な情報提供に努めます。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	会議開催のお知らせ及び会議の開催結果の公表			
	情報公開コーナーの充実及び適正な管理			
	議会報告会の実施			
	本会議のインターネット中継（ライブ・録画）の実施			

(3) 個人情報の保護(第 7 条関係)

(個人情報の保護) 第 7 条 市及び議会は、保有する個人情報について適正に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茂原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年茂原市条例第 27 号）の規定に基づき、その利用及び提供に当たり、適切な保護措置を講ずるものとします。
【趣旨】 - 本条は、市及び議会が保有する個人情報の保護について規定したものです。 【解釈及び運用】 「情報の共有」、「情報公開」と対を成す重要なものとして、「個人情報の保護」を捉えています。令和 5 年 4 月 1 日以降は地方公共団体にも個人情報保護法が適用となり、同法上の保護措置（安全管理措置）を講じる必要があります。 - 市及び議会は、保有する市政に関する情報を市民等と共有することを原則としますが、個人の権利利益を保護し、保有する個人情報を適正に管理することは、市民等の市政への信頼を確保する上で必要不可欠です。

所管課	総務課	関係課	全課
現状	- 個人情報保護法に基づく「茂原市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」が令和 5 年 4 月 1 日に適用となり、適切な安全管理措置を講じなければなりません。 「三層の対策」によるネットワークを構築し、システム面での強化に引き続き取り組んでおりますが、ヒューマンエラーのインシデントに対応するため、職員に対する研修は継続的に実施する必要があります。		
課題	- 保有する個人情報を適正に管理するため、その利用及び提供の状況について、適切な保護措置が各所属で講じられているか確認する必要があります。 - 職員に対する研修の実施方法について研究が必要です。 - 電算委託業者の情報セキュリティ対策を確認する必要があります。		
取組事項	- 保有個人情報の安全管理措置について周知を図り、各部署において適切に利用及び提供等されているか監査業務等を行います。 - 情報セキュリティ研修を実施し、全職員で研修内容を共有します。 - 電算委託業者の情報セキュリティ対策について監査を行います。		

工程	R6	R7	R8	R9
	研修又は情報提供等による個人情報の安全管理措置についての周知			
	個人情報の安全管理措置に係る自己点検票及び監査業務の実施			
	情報セキュリティ研修の実施（新規採用職員、一般職員）			
	全職員で研修内容を共有			
	電算委託業者の情報セキュリティ対策について監査の実施			

(4) 説明責任・応答責任(第8条関係)

(説明責任・応答責任) 第8条 市及び議会は、市政に関することについて、適切な方法により市民等に分かりやすく説明するものとします。 2 市は、市民等からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講ずるものとします。
【趣旨】 - 本条は、市及び議会が有する市政に関する説明責任、応答責任について規定したものです。 【解釈及び運用】 (第1項) - 市及び議会が、市民等に対して、それぞれの職責に応じた説明責任を有していることから、市政に関することについて、適切な方法により、市民等に分かりやすく説明するものとします。「適切な方法による説明」とは、住民説明会や公聴会等を開催し、意見交換の場や機会を設けることを指します。 (第2項) - 市民等から寄せられるまちづくりに有用な意見、提案、要望等に対しては、迅速に対応する必要があります。意見等が寄せられたときには、市は状況確認を速やかに行い、必要な場合は、業務改善等の措置を講じるなど、市が適切に応答するものとします。

所管課	秘書広報課	関係課	全課	
現状	• 「茂原市市長への手紙事務取扱要綱」に基づき、市民等からの市政に対する意見・要望等を郵送やメール等により受け付け、適切に回答しております。			
課題	• いただいた意見等については、担当課において必要に応じて業務の改善等を図る必要があります。また、件数や意見、回答を公表し周知することで同じ意見等が出されないようにする必要があります。			
取組事項	• 「市長への手紙」で寄せられた意見等については、「茂原市市長への手紙事務取扱要綱」に基づき、適切に回答し市公式ウェブサイトで公表します。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	「茂原市市長への手紙事務取扱要綱」に基づく回答及び公表			

5. 第3章 参加

(1) 市民等の権利(第9条関係)

(市民等の権利) 第9条 市民等は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。 2 市民等は、まちづくりの主体として、参加する権利を有しています。 3 市民等によるまちづくりは、自主性と自立性が尊重されるものとします。
【趣旨】 - 本条は、市民等が有する市政に関する情報について知る権利、まちづくりの主体として参加する権利、市民等によるまちづくりの自主性及び自立性の尊重について規定したものです。 【解釈及び運用】 (第1項) - まちづくりへの参加を促進するためには、市民等が市政に関する情報について知ることが重要となります。本項は、参加の大前提として、市民等の知る権利を保障したものです。 - 市民等は、公共の福祉に反しない範囲で、市や議会の保有する市政についての情報を、知ることができます。 (第2項) - 従来のまちづくりは、行政が主体となり、市民等はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民等が自ら主体となってつくるものであり、本項では、市民等が「まちづくりに参加する権利」を有していることを保障しています。 (第3項) 「全ての市民が住んで良かったと思えるまち」(第1条)を実現するためには、市民等が自ら考え、自ら参加し、決定に関与するとともに、自ら行動することが必要です。本項では、市民等がまちづくりに関するさまざまな活動を行う際には、市民等の自主性・自立性が尊重されることを保障しています。

所管課	企画政策課、生活課	関係課	全課
現状	- 第9条第2項では「市民等は、まちづくりの主体として、参加する権利を有している」と規定しておりますが、政策形成過程に市民が関与する機会は決して多いとは言えないのが実情です。 - まちづくり条例の施行に合わせて、市民活動支援指針を平成28年3月に改定しましたが、市民や職員に十分に浸透しているとは言えないのが実情です。 - 自治会や地域まちづくり協議会、市民活動団体等の支援のさらなる充実を図るため、平成31年4月に生活課内に市民活動支		

	援センターを設置しました。 市民活動団体の認定及び補助金の交付要綱を平成28年度に策定し、令和5年度末までに延べ34団体を認定するとともに、延べ27団体に補助金を交付しました。			
課題	- 政策形成過程における市民参加を促進する必要があります。 - 市民活動支援指針の周知を図る必要があります。 - 団体側から自由にいつでも利用できる市民交流スペースの設置が熱望されています。また、運営形態を公設公営から、公設民営に変えていく必要があります。 - 今後、補助金を活用した活動に取り組む団体が増えることが予想され、財源の確保と公平な運用が急務です。			
取組事項	- 政策形成過程における市民参加の意義と重要性について、さまざまな機会を捉えて周知啓発を図ります。 - 市民活動支援指針について、職員や市民に周知を図ります。 - 茂原市役所1階七夕館脇に市民交流スペースを設置していますが、将来的には民間施設での運用が望まれます。 - 市民活動団体の認定により、他の市民への訴求効果の強化や行政との協働の促進に取り組むとともに、団体の活動を活性化させることにより市民全体の福祉の向上に資するよう、市民活動団体への予算確保に努めます。			
工程	R6	R7	R8	R9
	市民参加の意義と重要性に関する周知啓発			
	さまざまな機会を通じた職員への説明			
	市民に対する出前講座等による啓発			
	市民交流スペース等への掲示			
	市民交流スペースの設置・運用			
	市民活動団体の認定			
	市民活動団体補助金の交付			

(2) 市政への参加の機会の保障(第 11 条関係)

(市政への参加の機会の保障)

第 11 条 市及び議会は、市民等の市政への参加を保障するため、市民等が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供するものとします。

2 市は、市民等の意見や提言に対して、多角的かつ総合的に検討した上で、これを行政運営に反映するよう努めるとともに、検討結果及びその理由を公表するよう努めるものとします。

【趣旨】

- 本条は、市及び議会が保障する市民等の市政への参加の機会について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 市民参加のまちづくりを進めていく上で、市民等が参加する権利を行使する際の環境整備として、市政に参加する機会を、市及び議会が保障するものとします。
- 市は、市長と話し合う会、市長への手紙、メールなどの広聴や、住民説明会、アンケート、計画策定に際する審議会などの多様な手法を用いて、市政への参加の機会を保障します。
- 議会は、「茂原市議会基本条例（平成 27 年茂原市条例第 33 号）」に基づき、本会議及び委員会の公開、請願者及び陳情者の意見を聞く機会の設置、議会報告会の開催、議会広報の充実などに取り組みます。

(第 2 項)

- 市民等から提出された意見や提言に対して、市が市民等とのやり取りを重ね、多角的・総合的に検討した上で、行政運営に反映するよう努めるとともに、理由を付して、その検討結果を公表するよう努めるものとします。
- 市民等から提出された意見や提言の中には、まちづくりに有用なものが含まれており、公表されることで情報が広く共有される半面、個人的な要望など公表にそぐわないもの、提出者自身が公表されることを望まないもの、多くの市民にとって公益性がないものなどがあります。個人情報の保護（第 6 条）に配慮しながら、一定の時期を定めて、市民等からの意見や提言等を公表するなど、情報の共有に努める必要があります。

所管課	秘書広報課	関係課	全課
現状	• 市長と市民が直接意見交換を行い、市民からの意見・提言を市政に反映させることを目的として、「市長と話し合う会」、「市民ふれあいミーティング」を開催しています。また、市民生活に関わりの深い施設を見学し市政への理解を深めてもらうため「公共施設見学会」を開催しています。 • 「茂原市パブリックコメント手続に関する要綱」に基づき、市の基本的な政策等の企画立案段階において、広く市民に意見を		

	求めています。提出された意見の取扱いの結果等については、ウェブサイトで公表しています。			
課題	• 「市長と話し合う会」及び「公共施設見学会」については、子育て世代等の若い世代の参加者が少ないため、開催日時やテーマ等を検討する必要があります。 • 「市民ふれあいミーティング」についての周知に努める必要があります。 • 意見を出す市民が少ないのが実情です。			
取組事項	• 「市長と話し合う会」、「市民ふれあいミーティング」を開催し、市長と市民等が直接意見交換を行える機会を提供いたします。また、「公共施設見学会」を実施し、市政への理解を深めていただきます。 • 市民等からの意見・提言については行政運営に反映できるよう、また公表に努めます。 • 市民の関心を高め多くの意見提出を促すため、広報紙・ウェブサイト等による積極的な情報提供等に努めます。また、提出された意見の結果等についてはウェブサイトで公表いたします。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	「茂原市パブリックコメント手続に関する要綱」に基づく適切な手続の実施			
	提出された意見の取り扱い結果の公表			
	「市長と話し合う会」、「市民ふれあいミーティング」、「公共施設見学会」の開催			

(3) 住民投票(第 12 条関係)

(住民投票) 第 12 条 市は市政に関する重要事項について、市民、議員又は市長の発意に基づき、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市及び議会は、住民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとします。 3 住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。	
【趣旨】 - 本条は、間接民主主義を補完し、市民の意思を確認するための住民投票について規定したものです。 【解釈及び運用】 - 本条で規定する住民投票は、個別の事案ごとに、その都度、住民投票の実施に係る必要事項を定めた条例を議会で議決し、実施する、いわゆる「非常設型」の住民投票です。 (第 1 項) - 市は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。その発意は、「①市民から成される場合」、「②議会から成される場合」、「③市長から成される場合」の 3 通りがあります。①では、市民は、有権者の 50 分の 1 以上の連署をもって、市長に対して、条例の制定を請求できます(地方自治法第 74 条)。②では、議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出できます(地方自治法第 112 条)。③では、市長は、議会の議決を経るべき事件につき、議案を提出できます(地方自治法第 149 条第 1 号)。 「市政に関する重要事項」とは、市民全体の生活に重大な影響を及ぼすような事項や住民の意見が二分されるような事項、財政基盤を揺るがすような事項などを指します。 (第 2 項) - 住民投票は、法的拘束力を持つものではありませんが、実施された場合には、市及び議会が、その結果を尊重することとなります。 (第 3 項) - 住民投票を実施する際には、対象となる案件ごとに、住民投票に付すべき事項、投票手続、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項について、議会の議決を経て、別の条例で定めることとなります。	

所管課	企画政策課、総務課	関係課	全課
現状	現在のところ、住民投票を実施すべき事案はありませんが、今後、事案が発生することもあり得ます。		
課題	「茂原市まちづくり条例」では非常設型の住民投票を採用しており、個別の事案ごとにその都度住民投票条例を制定することとしています。そのため「市政に関する重要事項」について、		

	市民の意思を確認する必要があるかを予測し、住民投票制度の詳細設計（有権者の範囲、投票率が低かった場合の結果の公表可否等）を速やかに行うことが重要となり、常に情報収集に努める必要があります。 • 事案が発生した場合に備え、先進他市等の調査に努める必要があります。			
取組事項	• 市民の意思を確認する必要がある「市政に関する重要事項」が発生するかを予測するため、情報収集に努めます。 • 他の自治体における住民投票の実施例など、調査研究を進めます。 • 事案が発生した場合に備え、先進他市等の状況を調査します。 • 事案が発生した場合は、関係部署と協議し、対応を図ります。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	住民投票制度の調査研究			
	関係部署との事務処理体制の確認			
	事案が生じた場合に、関係部署等と協議			
	条例の審査			

(4) 男女共同参画(第 13 条関係)

(男女共同参画) 第 13 条 市民等、市及び議会は、男女共同参画社会の実現を目指して、男女が互いを理解し、協力し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めるものとします。
【趣旨】 - 本条は、市民参加のまちづくりを進めていく上で、特に男女がお互いを尊重し、共同で参加する必要があること及びそのための環境整備について規定したものです。 【解釈及び運用】 - 男女共同参画社会づくりは、わが国の 21 世紀の最重要課題の一つとされており、行政だけでも市民等だけでも進めることができません。 - 本市では、「茂原市男女共同参画計画」を策定して男女共同参画社会づくりを推進しており、当該計画は、この条文を具体化しようとするものです。

所管課	企画政策課		関係課	全課
現状	・男女共同参画社会づくり推進委員会（職員）・男女共同参画社会づくり推進協議会（市民）による茂原市男女共同参画計画に掲げる事業評価を実施し改善を図っています。 ・茂原市ハートフルフェスタ実行委員会と協働し、意識啓発に努めています。 ・茂原市男女共同参画計画（第5次）策定に向け、市民に向けた意識調査を実施しております。			
課題	・市民への男女共同参画意識は家庭・職場・教育などの分野において、少しずつ浸透してきていますが、デジタル、農業、政治、審議会委員などの分野において、女性参画が十分に進んでおらず、男女共同参画の意識啓発を図る必要があります。			
取組事項	・男女共同参画社会づくり推進委員会及び男女共同参画社会づくり推進協議会による茂原市男女共同参画計画に掲げる事業評価を実施し、改善を図ります。 ・茂原市ハートフルフェスタ実行委員会と協働による講演会等を開催し、男女共同参画の意識啓発を図ります。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	男女共同参画社会づくり推進委員会及び男女共同参画社会づくり推進協議会による茂原市男女共同参画計画（第4次）の事業評価の実施			茂原市男女共同参画計画（第5次）事業評価の実施
	茂原市ハートフルフェスタ実行委員会と協働し講演会等を開催			
	次期計画の策定に向けた意識調査の実施	次期計画の策定		

(5) 子どもの参加の機会の保障(第 14 条関係)

(子どもの参加の機会の保障) 第 14 条 市民等、市及び議会は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つことができるよう、子どもがまちづくりに参加する環境づくりに努めるものとします。	
【趣旨】 - 本条は、子どもがまちづくりに参加する機会の保障について規定したものです。 【解釈及び運用】 - 本条で規定する「子ども」とは、まちづくりについて、自身で意思表示をすることができる、概ね小学生～18 歳未満の方を想定しています。 - 子どもは、将来のまちづくりを担う大切な存在です。子どもに関する施策を考えるときに、当事者である子どもたちの意見を求めるなど、積極的にまちのことについて考えてもらう機会を設ける必要があります。 - 子どもたちのそれぞれの年齢に見合った形で、まちづくりに参加する機会を設けるなど、子どもたちの意見をまちづくりに反映させることで、まちづくりの内容がより豊かなものになることが期待されます。また、子どもたちが成長過程において、まちづくりに参加する大人の姿を見て育ち、子どもたち自身も参加することは、まちづくりへの関心を高め、将来のまちづくりの担い手の育成にも繋がるものです。	

所管課	学校教育課	関係課		
現状	市内小中学校、市内在住の特別支援学校の児童生徒の参加により、各年度 1 回、小学生議会、中学生議会を交互に行っております。市議会議場にて、児童生徒の議員による一般質問に対し、各部長が答弁し、決議案の採決を行うものです。			
課題	スケジュール確保の難しさ、議場の席数などにより、開催回数、参加人数を増やすことが難しい状況です。			
取組事項	- 小中学生による模擬議会体験をとおして、住民のまちづくりについての考えや意見を市政に反映していく市議会のしくみ、会議の進め方を学ぶ機会を提供します。 - 一般質問や議決案の採決をとおして、まちづくりについて考える機会を提供します。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	小学生議会の開催	中学生議会の開催	小学生議会の開催	中学生議会の開催

6. 第4章 地域におけるまちづくり

(1) 地域コミュニティの育成及び支援(第16条関係)

(地域コミュニティの育成及び支援)

第16条 市は、市民等や地域コミュニティに対して、地域のまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供するものとしします。

2 市は、地域のまちづくりを推進するため、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとしします。

【趣旨】

- ・本条は、地域コミュニティの育成や支援について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- ・市が、人材育成のための研修等を実施することにより、意欲ある人を発掘し、活動するための能力を向上させることが可能になります。また、研修等に参加した方同士の相互交流により、コミュニケーションが図られ、それぞれが所属する団体の活動内容等を理解することができるようになります。

(第2項)

- ・市民等や地域コミュニティが活発に活動できるように、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、市が環境整備（市民活動支援センターの設置等による活動場所の提供や広報支援など）や活動経費の援助等の支援を行うものとしします。

所管課	生活課	関係課	全課
現状	・自治会の加入率は自治会加入総世帯数を住民基本台帳の総世帯数で除して算出しておりますが、人口減少に伴い加入総世帯数が微減する一方、ライフスタイルや家族形態の多様化により総世帯数が増加しており、結果として加入率が減少傾向にある状況です。 ・自治会等の地域コミュニティを支える人材については、高齢化に伴い、担い手が減少しているのが実情です。また、ライフスタイルや家族形態の多様化により、若年層の自治会離れなども見受けられます。		
課題	・相次ぐ自然災害や大規模震災等に備えるとともに、犯罪被害から身を守り、住み良い住環境の保全や青少年の健全育成を図るために、自治会に加入することの意義と重要性を伝え、加入率の下げ止まりに努める必要があります。 ・地域コミュニティを支える人材を育成するため、幅広い世代に対して、学習の機会を提供する必要があります。		
取組事項	・自治会加入の意義と重要性について、様々な機会を捉えて市民に対する周知啓発を図ります。		

	講演会、出前講座等を実施いたします。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	市民等に対する自治会加入の意義と重要性に関する周知啓発			
	講演会、出前講座等の実施			

(2) 地域まちづくり協議会(第 17 条関係)

(地域まちづくり協議会)

第 17 条 市民は、地域のことを自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で地域まちづくり協議会を設置し、まちづくりを進めることができます。

2 地域まちづくり協議会の構成員は、市民等及び地域コミュニティとします。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営に当たって、必要な支援を行うものとします。

【趣旨】

- 本条は、地域単位で設置される地域まちづくり協議会について規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 市民は、地域ごとに自ら課題を設定し、解決することができる仕組みとして、「地域まちづくり協議会」を設置することができます。
- 「地域」がどのような単位となるのかについては、市や議会が指定するものではなく、一定のまとまりのある「地域」において、地域側が主体的にメンバー構成を考え、設置に向けて自主的に協議することが望ましいものです。しかしながら、「一定のまとまりのある地域」については、国の「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」(平成 27 年 12 月 24 日総務省自治財政局「平成 28 年度地方財政対策の概要」)でうたわれている「地域運営組織」等も勘案すると、最小でも小学校区程度が想定されるところです。

(第 2 項)

- 地域まちづくり協議会は、その地域に居住する個人又はその地域で活動する自治会、地区社会福祉協議会、長寿クラブ、NPO 法人、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の団体から構成されます。
- 地域まちづくり協議会は、その構成員がそれぞれの地域によって異なることが考えられますが、明確な運営ルールのもと、民主的な運営が行われます。役員も、民主的に選出されます。

(第 3 項)

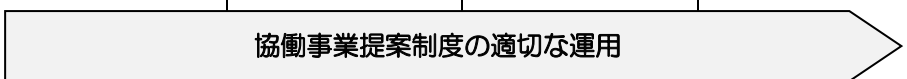
- 地域まちづくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、地区担当職員制度について調査研究するなど、市が必要な支援を行うこととします。

所管課	生活課	関係課	全課	
現状	・自治会や地区社協、PTA や長寿クラブなど、多様な担い手が一堂に会して協議しながらまちづくりに取り組む地域まちづくり協議会については、豊田・五郷・東郷の３地区が認定を受けています。			
課題	・各地区の特性に応じた地域のまちづくりに自主的・自発的に取り組むことができるよう、地域まちづくり協議会の設立の機運の醸成を図るとともに、認定団体のさらなる支援に努める必要があります。			
取組事項	・地域まちづくり協議会の設立を目指す地域に講師を派遣し、地域における合意形成の手法を学ぶ機会を提供します。 ・地域まちづくり協議会の認定を受けた地域に対して、補助金を支出します。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	地域まちづくり協議会の設立・運営支援			
	地域まちづくり協議会に対する補助金			

7. 第5章 協働

(1) 協働によるまちづくり(第18条関係)

(協働によるまちづくり) 第18条 市民等、市及び議会は、地域内のさまざまな公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。 2 市及び議会は、地域コミュニティなど、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとします。	
【趣旨】 - 本条は、地域内のさまざまな公共的課題を解決するため、市民等、市及び議会が取り組む「協働」について規定したものです。 【解釈及び運用】 (第1項) - 地域内には、さまざまな公共的課題があり、これを解決するため、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が、協働して課題の解決に取り組みます。具体的には、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、目的を共有し、役割や責任を分担し、対等な立場で協議を重ねながら、まちづくりに取り組むものです。 - 市民等、市及び議会は、協働によるまちづくり事業を行うにあたって、対等の立場で十分に協議を重ねることにより、相互理解を深め、役割や責任の分担、連携や協力のあり方を見出していきます。また、必要に応じて、互いの役割等を定めた協定を締結することもできます。 (第2項) - 市は、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するため、市民活動支援制度、協働事業提案制度などの制度を整備するものとします。	

所管課	生活課	関係課	全課
現状	認定市民活動団体がその知識や経験、ノウハウ等を活かして、行政との協働により地域の課題解決に取り組む協働提案事業については、令和5年度末までに延べ10事業を採択して実施しました。		
課題	これまでの協働提案事業のうち、行政側からテーマを設定した事業は1事業のみとなっており、行政側の協働提案事業制度の活用に関する意識が乏しいのが実情です。		
取組事項	協働提案事業制度の適切な運用及び講座の開催に取り組めます。		
工程	R6	R7	R8
			

8. 第7章 行政運営の基本原則

(1) 市長の役割と責務(第22条関係)

(市長の役割と責務)

第22条 市長は、市の代表者として、市民の負託に応え、住みよいまちの実現を図るため、公正かつ誠実に、行政運営に当たるものとします。

2 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、次の各号に掲げることに努めるものとします。

(1) 総合的な行政サービスを行うための組織の整備及び必要に応じて連携を図るなどの効率的な行政運営

(2) 適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置

(3) 政策形成能力と資質の向上を図るための研修等による職員の育成

【趣旨】

- 本条は、選挙で選ばれ、市の代表者として市民の負託に応え、地方自治体を統括する者としての市長の役割と責務を規定したものです。

【解釈及び運用】

(第1項)

- 市長は、市民の目線に立ち、市民との協働の推進を図り、健全な財政運営に努めるなど、公正かつ誠実に、市政を運営する役割と責務を有しています。

(第2項)

- 社会経済情勢や市民ニーズは、かつてない速度で変化しています。これに迅速かつ的確に対応するためには、総合的な行政サービスを行うための組織の整備が求められます。
- いわゆる「縦割り行政」を乗り越え、必要に応じて組織の横断的な連携を図るなど、市民等の立場に立った組織の整備と効率的な行政運営が求められます。市では市長、副市長、教育長及び各部長から成る「庁議」や、各部の主管課長等から成る「政策調整会議」を設置しているほか、必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを設置するなど、連携を図っているところではありますが、複数の部署に関係する問題・課題等の調整及び解決が、今後ますます必要とされます。
- 市の執行機関には、適切な定員管理と能力及び適性に応じた職員の採用、登用及び配置が求められます。また、任命権者として、職員の政策形成能力と資質の向上を図るための研修等の機会を設けるなど、その育成に努めることも必要です。

所管課	総務課、職員課	関係課	全課
現状	- 各課における点検シート作成及び庁内でのヒアリングの実施等を行い、市民ニーズや法改正等に対応し、効率的な組織体制を整備しています。 - 定員管理計画（令和6年度から令和10年度）に沿って、職員数の管理を行っています。また、59歳以上の職員や暫定再任用職員に対し、役職定年後の勤務形態に関する情報提供や意向		

	調査を行うとともに、早期・普通退職の把握を行うことで必要な職員数の確保に努めています。 オンライン研修の取入れや外部講師を招いての集合型研修の実施、研修機関への派遣を行うなど、各種研修への参加を促すことで、職員の政策形成能力と資質向上を図っています。
課題	- 行政課題が複雑化し、事務量が増大している中、体制強化を図る上で、限られた人員を適正に配置することが求められています。 - 必要な職員数の確保のため、年度内の退職者の把握に努める必要があります。また、採用に関しては募集人数確保のため、採用試験の時期や方法について検討を行う必要があります。 - 専門研修について通常業務とのバランスを考慮し、オンライン講習やe-ラーニング等を積極的に取り入れて参加しやすい研修形態を検討する必要があります。
取組事項	- 各課に点検シートの提出を求め、必要に応じて担当課のヒアリングを実施します。 - ヒアリングの結果等を参考にして、本市の実情に合った組織を構築するため、恒常的に組織の見直しを行います。 - 組織改正を行った部署については、翌年度意見を聴取し、改正内容の検証を行います。 59歳以上の職員に対し、役職定年後の勤務形態に関する情報提供や意向調査を行います。 - 暫定再任用職員に対し、次年度以降の勤務形態に関する意向調査を行います。 - 定員管理計画を基に、職員採用試験を実施します。また、会計年度任用職員について、必要数を採用します。 - 人事配置の参考とするため、所属長及び所管部長の人事ヒアリング等を行います。 - 職員全体の資質向上のため、各課が希望する専門研修予算を確保します。 - 高度な専門能力を持つ職員を育成するため、外部機関への派遣研修を実施します。 - 男女共同参画の観点から、女性の幹部職員の育成を目指した研修を実施します。 - 講師を招き、時代に即したテーマに関する研修を実施します。

工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	組織見直しに係るヒアリングの実施			
	恒常的な組織の見直し			
	役職定年後の勤務に関する調査の実施			
	職員採用試験の実施			
	会計年度任用職員の募集及び選考の実施			
	人事ヒアリングの実施			
	自治研修センター、市町村アカデミー等の 外部研修機関による研修への参加			
	新規採用職員研修、中級者研修、 管理監督者研修等の内部研修の実施			
	外部講師による特別研修の実施			

(2) 職員の役割と責務(第 24 条関係)

(職員の役割と責務) 第 24 条 職員は、全体の奉仕者として、市民等とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に当たるものとします。 2 職員は、自らの職務遂行能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。
【趣旨】 - 本条は、執行機関の補助機関である職員の役割と責務を規定したものです。 【解釈及び運用】 (第 1 項) - 執行機関の補助機関である職員は、全体の奉仕者として、まちづくりの主役が市民等であることを理解し、常に市民等の立場に立って、市民等とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に職務に取り組み、質の高い行政サービスの提供を行うものとします。 - 社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、職員に求められる役割が変化してきていることから、職員は、自治会やボランティア団体、NPO 法人等が、新たな公共サービスの担い手であることを認識し、従来の方法にとらわれることなく、積極的にまちづくりに取り組むこととします。 (第 2 項) - 前項に規定する「誠実かつ効率的に職務に当たる」ためには、職員の職務遂行能力の向上が必要です。そのためには、職員が自ら率先して研さんに励む必要があります。

所管課	総務課、職員課	関係課	全課
現状	- 職員提案制度における提案については一年中受け付けており、さらに強化月間では庁内情報システムや部課長会での周知に努めています。 - 毎年多くの提案があり、業務効率や市民サービス向上に繋がっています。 「新しい芽（目）活動」により、職場内の業務改善を図っています。 - 職務専念義務の免除は、主に消防団活動にかかるものが増えております。ボランティア等の社会活動にかかる特別休暇は取得している者がおりません。		
課題	- 提案事項に対し、各課に依頼する形になるので、予算を伴うものは良いアイデアでも実現しにくい状況です。 - 事務効率向上の提案数の方が多く、市民サービス向上に直結する提案が少ない状況です。 - 職務専念義務の免除、ボランティアや自己啓発のための特別休暇について、制度の周知を行うことが必要ですが、休暇等の取得については、本人の意思によるところがあります。		

取組事項	- 職員提案制度について、各部署から推進員を選出し、制度の啓発に努め、7月を職員提案制度強化月間として全課に周知します。その後審査委員による審査を経て、提案実施を担当課に依頼し、その後実施報告を提出してもらいます。 - 職務専念義務の免除、ボランティアや自己啓発のための特別休暇制度について、庁内での周知を行います。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	職員提案の受付、強化月間の実施、担当課へ提案の実施依頼			
	職務専念義務の免除、ボランティアや自己啓発のための特別休暇制度の周知			

(3) 総合計画等(第 25 条関係)

(総合計画等)

第 25 条 市は、基本構想、基本計画及び実施計画から成る総合計画を策定し、まちの将来像を描くとともに、地域のさまざまな資源を有効に活用し、その実現を図るものとします。

2 市は、基本構想及び基本計画について、議会の議決を経るものとします。

3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民等が参加するために必要な措置を講ずるとともに、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。

4 市は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民等に公表するものとします。

【趣旨】

- 本条は、長期的、大局的な見地から、将来都市像と施策の大綱、その実現に向けた具体的な施策及び事業を明らかにするものとして、総合計画を策定することを規定したものです。

【解釈及び運用】

(第 1 項)

- 総合計画は、行政運営にあつては、各種計画の上位にあり、総合的かつ計画的な行政運営の基本的指針となるものです。また、市民等に対しては、まちづくりの将来的方向を示し、望ましい地域社会づくりのための理解と協力を求めようとするものです。さらに、民間諸活動に対しては、誘導あるいは指導の指針となるものです。
- 総合計画の実施にあたっては、自然や文化、景観などの地域資源を生かすとともに、市民等の活力や基盤、資力や情報など、地域のさまざまな資源を有効に活用する必要があります。

(第 2 項)

- 総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定に際しては、議会の議決を経るものとします。
- 平成 23 年 5 月の地方自治法の改正により、総合計画のうち、基本構想の部分について、法律による策定義務がなくなり、今後、総合計画を策定するかどうかは、それぞれの自治体の判断に委ねられることになりましたが、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定するという根拠を、この条例に置くこととしています。

(第 3 項)

- 総合計画の策定にあたっては、市民等が参加するため、市が必要な措置を講じるものとします。また、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとしています。
- 市民等は、市政に参加する権利(第 9 条)を有しています。市は、総合計画の策定にあたって、市民等が参加する機会を保障するため、意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を保障(第 11 条)するものとします。

(第 4 項)

- 総合計画は、策定後、適切に進行管理を行う必要があります。また、

その状況についても、市民等に対して分かりやすく公表するものとし
ます。

所管課	企画政策課		関係課	全課
現状	令和３年度に策定した茂原市総合計画の前期基本計画は、令和７年度までが計画期間となっており、令和８年度以降の後期基本計画を策定する必要があります。			
課題	総合計画の策定に当たり、市民等が参加するための措置を講じる必要があります。 総合計画に記載された将来都市像実現のため、地域のさまざまな資源を有効活用する方法について検討する必要があります。			
取組事項	総合計画審議会へ公募市民の参加 総合計画審議会、策定会議等の運営 総合計画案に関するパブリックコメントの実施 令和８年度から始まる後期基本計画の策定			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	市民アンケート及び 高校生アンケートの実施			
	総合計画審議会、策定会議等の運営			
		後期基本計画案に関する パブリックコメントの実施		
		後期基本計画の 議会への上程		
		後期基本計画の策定		
	実施計画の進行管理			
				次期実施計画の検討

(4) 財政運営(第 26 条関係)

(財政運営) 第 26 条 市長は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に、適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うものとします。 2 市長は、中長期的な視野に立ち、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。 3 市長は、適切な手法を用いて、財政状況を市民等に分かりやすく公表するものとします。
【趣旨】 - 本条は、財政運営の基本的な考え方について規定したものです。 【解釈及び運用】 (第 1 項) - 社会情勢や市民ニーズは、いまだかつてない速度で変化し続けています。本項は、この変化に適切かつ迅速に対応するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、市長が財政運営を行うものとしたものです。 (第 2 項) - 地方財政法第 4 条の 2 には、地方公共団体が、「当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と規定されており、持続可能で健全な財政基盤を確立するためには、中長期的な視野に立った財政計画を立てる必要があります。 (第 3 項) - 財政事情や財務書類等、市の財政状況が分かる書類について、市民等にとって理解をしやすい資料を作成し、広く周知が行えるようインターネット等を用いて公表を行うものとします。

所管課	財政課、総務課	関係課	全課
現状	- 積極的な企業誘致や徴収率の向上等により税収の確保に努めています。 - 予算査定により経常経費の縮減を図っています。 - 旧土地開発公社用地からの歳入を減債基金に積み立て、第三セクター等改革推進債の繰上償還の原資としています。 - 当初予算編成において、必要不可欠な継続事業の実施、扶助費の増加等により、財源不足を財政調整基金の取り崩しで対応をしなければならない状態が続いています。 - 茂原市の財政状況について、財政事情と財務書類を公表しています。 - 財政事情は年 3 回（上半期、下半期、決算）に分けて告示により公表しています。その内容については同様に年 3 回ウェブサイトと広報により公表しています。 - 財務書類はウェブサイトにより公表しています。		

	- 各財政状況資料について、用語解説等を用いて分かりやすい公表に努めています。 - 令和3年3月に策定した茂原市行財政改革推進指針の第1次行革計画（令和3年4月～令和6年3月）が終了し、令和6年度より第2次行革計画に基づき行財政改革を推進しています。
課題	- 税の収納率は、高い水準を維持していますが、引き続き収納率向上のための取り組みを実施していく必要があります。 - 予算査定による経常経費の縮減だけでは限界があるため、公共施設の統廃合によるスリム化等により、更なる歳出抑制が必要です。 - 第三セクター等改革推進債の繰上償還に必要な費用を減債基金に積み立て、基金残高が5千万円以上になると、繰上償還を実施しておりますが、土地の形状が悪い等の要因により市有地の売却が進まない現状です。 - 持続可能な財政運営のためには、様々な市民要望と特殊な要因による財政需要に対応しつつ、想定できない災害等に備えるため、前年度決算状況及び当該年度進捗を見ながら、財政調整基金へ編入する必要があります。 - 財政事情について、「茂原市財政事情の作成及び公表に関する条例」に公表日が定められており、その期日に間に合うように資料の作成を行う必要があります。 - 財務書類について、国より決算年度の翌年度末までに公表をするよう通達があることから、翌年度末までに公表が出来るよう資料の作成を行う必要があります。 - 財務書類の作成にあたり、簿記の専門知識が必要となることから、公認会計士に作成依頼を行っています。そのため、分かりやすい公表を行うにあたり、職員も簿記の知識を身につけてはなりません。 - 行革計画について、適切に進行管理を行う必要があります。 - 令和9年度に向け新たな行革実施計画を策定する必要があります。
取組事項	- 公共施設の統廃合等により、経常経費の縮減を図ります。 - 不用品市有地について、引き続き売却に向け最善を尽くします。また、駐車場等として利用できる土地については、適正な価格で貸し付けます。 - 適正な額を財政調整基金に編入します。 - 各資料を期日までに公表します。 - 簿記の知識を身につけるために、公会計や簿記の研修に参加します。 - 行財政改革推進指針及び実施計画の進行管理を行います。 - 行財政改革推進指針実施計画の策定を行います。

工程	R6	R7	R8	R9
	各財政関係資料を期日までに公表			
	公会計や簿記の研修への参加			
	行財政改革推進指針及び実施計画の進行管理			
			行財政改革推進指針 実施計画の策定	

(5) 政策法務(第 27 条関係)

(政策法務) 第 27 条 市は、地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、次の各号に掲げる法務に関する行政の体制を充実するよう努めるものとします。 (1) 条例や規則の制定等の自治立法を行うこと。 (2) 国の法令等を解釈し、運用すること。 (3) 提訴や応訴等の訴訟に的確に対応すること。
【趣旨】 - 本条は、政策法務について規定したものです。「政策法務」には、独自の条例や規則等を作る「立法法務」、国の法令等を解釈運用する「運用法務」、訴訟等に的確に対応する「訴訟法務」が含まれます。 【解釈及び運用】 - 地方分権一括法の施行により、通達行政が廃止され、市には、市民に最も身近な基礎自治体として、解決すべき問題に最も近いところで、政策をつくることが求められています。 - 地域における政策づくりの一環として、法令の範囲内で、自ら条例や規則等を制定するとともに、地域の課題を解決するため、国の法令等を主体的に解釈、運用することにより、それらの政策に根拠を与えることが必要です。 - 市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例又は市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときは、情報の共有（第 5 条）や説明責任、応答責任（第 8 条）の規定に基づき、情報の共有に努めるものとします。

所管課	総務課	関係課	全課
現状	- 国の法令等を適正に解釈し、地域の実情に合わせた例規の制定・改廃について担当職員に指導しています。 - 訴訟案件が増加していることから、訴訟に繋がる可能性のある案件は早期に行政法律相談を行い、適切な対応に努めています。		
課題	- 例規の制定・改廃事務について、職員に適切な指導を実施する必要があります。 - 訴訟に発展した案件については、弁護士と連携を図り適切な対応を行う必要があります。		
取組事項	- 他団体の先進的な条例等の調査研究を行います。 - 条例等の制定・改廃事務の過程において、担当課職員の法務執務能力が向上するよう、指導を行います。 - 訴訟へ発展する前に、行政法律相談を活用し早期解決を図り、訴訟へ発展した場合は、弁護士と協議等を行い、的確な対応を図ります。		

工程	R6	R7	R8	R9
	担当職員の法務執務能力向上に向けた指導			
	訴訟案件が生じた際の適正な対応			
	行政法律相談の活用			
	法曹資格を有する任期付き職員の雇用			

(6) 行政評価(第 28 条関係)

(行政評価) 第 28 条 市は、企画、実施、評価及び改善という政策循環の確立を図るとともに、市民等に対する説明責任の向上を図るため、政策、施策及び事務事業（この項において「政策等」という。）に関する行政評価を行い、その結果を市民等に公表するとともに、政策等の改善に反映させるよう努めるものとします。 2 市は、客観性及び透明性を確保するため、市民等による行政評価の仕組みを整備するよう努めるものとします。	【趣旨】 - 本条は、企画（PLAN）・実施（DO）・評価（CHECK）・改善（ACT）という、いわゆる「PDCA サイクル」を循環し、効果的かつ効率的な行政運営を行うための仕組みである行政評価について規定したものです。 【解釈及び運用】 (第 1 項) - 政策は、企画、実施、評価、改善という政策循環の中で行われており、評価が改善につながるようなマネジメントサイクルの確立が必要です。また、その結果が市民等に公表されることにより、市民等に対する説明責任が向上します。 - 行政評価の実施に当たっては、明確な数値目標を掲げるとともに、成果を示す「成果指標」、成果を出すために実施した活動量を示す「活動指標」などを示し、市民等の視点から見て、事業を実施した結果がどうであったのかを明らかにする必要があります。また、市民等の参加や協働を促進し、問題や課題の解決を図るきっかけとなるような説明が必要です。 - 現在の行政評価は、総合計画に基づき実施される「事務事業」に対して実施されていますが、より上位の「政策」及び「施策」についても、評価の仕組みを整備することが必要です。 (第 2 項) - 行政評価の客観性及び透明性を増すため、庁内でのマネジメントサイクルの確立を図った上で、市民等の代表や学識経験者などの専門家を交え、より客観的な視点から評価を行う「外部評価」の仕組みについて、調査研究するものとします。
--	--

所管課	企画政策課	関係課	全課
現状	まちづくり条例第 28 条において、市は政策・施策及び事務事業に関する行政評価を行い、その結果を市民等に公表し、政策等の改善に反省させるとともに、市民等による行政評価の仕組みを整備すると規定していますが、事務事業に関する行政評価にとどまっており、市民等による、いわゆる「外部評価」についても一部の実施に留まっています。		
課題	事務事業評価における PDCA サイクルの着実な実施及び政策・施策評価の実施を検討する必要があります。		

	・総合戦略関連事業以外の事業や政策・施策に関する外部評価の導入についての調査研究を行う必要があります。			
取組事項	・事務事業評価の実施 ・政策・施策評価の実施検討 ・総合戦略関連事業の KPI の達成状況の外部委員による検証			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	事務事業評価の実施			
	外部委員による評価の実施			
	次年度予算への反映			

(7) 監査(第 29 条関係)

(監査) 第 29 条 監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとします。 2 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民等に分かりやすく公表するよう努めるものとします。
【趣旨】 • 本条は、監査委員について規定したものです。 【解釈及び運用】 (第 1 項) • 監査委員は、地方自治法に基づいて設置されている独任制の機関です。地方自治法及び地方公営法に基づき、本市の行財政運営について、適正かつ正確に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかの観点から定期監査などの監査を行っています。 (第 2 項) • 監査委員が監査した結果は、市民等と情報共有いたします。本項では、監査委員が監査方法の充実に努めるとともに、その結果を分かりやすく公表するよう努めるものとしています。 • 監査の結果だけでなく、監査委員から指摘があったことについて、行政がどのような措置を取ったのかについても、公表いたします。

所管課	監査委員事務局	関係課	全課
現状	• 法令の規定により監査委員が実施する監査等について、茂原市監査委員監査基準に基づき実施しています。 • 監査等の結果に関する報告等及び指摘事項に対する各部局の措置状況について、順次公表を行っています。		
課題	• より適正かつ効果的な監査等を実施できるよう、実施方法について検討します。 • 監査等の結果に関する報告等については、より分かりやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めます。		
取組事項	• 監査等の実施方法を検討し、適正かつ効果的な監査等を実施します。 • 監査等の結果に関する報告等について、より分かりやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現で作成します。 • 監査の結果に関する報告及び措置状況について速やかに公表します。		

工程	R6	R7	R8	R9
	適正かつ効果的な監査等の実施			
	平易かつ簡潔明瞭な表現での 監査等の結果に関する報告等作成			
	監査等の結果に関する報告及び措置状況の速やかな公表			

(8) 行政手続(第 30 条関係)

(行政手続) 第 30 条 市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、市民等に分かりやすく説明するものとします。
【趣旨】 - 本条は、処分、行政指導及び届出等の行政手続について規定したものです。 【解釈及び運用】 - 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民等の権利利益の保護に資するべきであり、「茂原市行政手続条例」は、本条を具体的に制度化したものと位置付けられます。 - 処分、行政指導及び届出等を行う際には、その根拠を明らかにするとともに、十分な説明を行う必要があります。

所管課	総務課	関係課	全課
現状	毎年度 1 2 月に行政手続制度に係る個票の確認依頼を通知し、作業期日を定めて個票の見直しを行い、窓口へ備え付け個票の差替えや市公式ウェブサイトに掲載しています。		
課題	法令、例規等の制定、改廃があった際に、各部署において随時、個票の見直しを行います。		
取組事項	- 市が「申請に対する処分」及び「不利益処分」を行うに当たり、市民に透明かつ公正な行政手続を行うため、処分の根拠条文、審査基準、標準処理期間等を記載した個票を窓口へ備え付け、また市公式ウェブサイトに掲載し公表します。 - 法令、例規等の制定、改廃に伴う個票の見直しを行います。		
工程	R 6	R 7	R 8
	個票の見直し、窓口への配備、市公式ウェブサイトでの公表		

(9) 危機管理(第 31 条関係)

(危機管理) 第 31 条 市は、市民等の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民等及び関係機関と連携を図るものとしします。
【趣旨】 ・ 本条は、危機管理について規定したものです。 【解釈及び運用】 ・ 本条における「緊急の事態」とは、自然災害だけでなく、テロ行為等の人為的災害や、新型インフルエンザ等の危機も含まれます。 ・ 未曾有の大災害となった東日本大震災以降、防災に対する関心が高まっています。また、地震や洪水等の自然災害以外の、テロ行為等の人為的災害や、新型インフルエンザ等の危機に対しても、迅速かつ的確できめ細かな対応が求められます。 ・ 市民に最も身近な基礎自治体である市には、市民等と連携を図った上で、危機管理対策を講じることが求められています。

所管課	防災対策課、生活課、健康管理課	関係課	全課
現状	・ 地域防災計画等各種計画を作成・改定し、災害への対応を図っています。 ・ 防災行政無線、もばら安全安心メールサービス等を活用し、災害時の避難情報等を伝達しています。 ・ 防災備蓄倉庫の備蓄食料、毛布等について、計画的に備蓄を行っています。 ・ 住民参加型の地域防災訓練を実施し、発災時の対応力向上を図っています。 ・ 自主防災組織の設立・活性化のため、資機材等の貸与や整備の補助を行っています。 ・ リーダー育成研修会を開催し、地域の防災リーダー育成に努めています。 ・ 防犯関係団体へ、防犯パトロール用品を配布しています。 ・ 市防犯組合に対し補助金を交付し、運営を補助しています。 ・ 自主防犯団体の結成促進を図っています。 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」といいます。)第 8 条に基づき、平成 26 年 11 月に「茂原市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を策定しています。 ・ 状況に応じて「茂原市新型インフルエンザ等対策会議」を開催し、法に基づく「緊急事態宣言」がされた場合は、「茂原市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、対処方針、対策等を決定し、実施することとなっています。		

課題	・災害時の問題点等を反映させた実効力のある計画にすることが必要です。 ・防災行政無線による緊急情報や行政情報を聞き取れない人がいる状況です。 ・備蓄物資等について、本市以外からの支援が必要となる可能性があります。 ・自主防災組織のカバー率は約 66%であり、さらなる充足率の向上が必要です。 ・既存の自主防災組織の活動については、地域や組織によって差があります。 ・災害時の避難所運営は、市職員及び施設管理者だけでは十分に対応できない状況です。 ・近年自主防犯団体の結成が少数のため、茂原市防犯組合や各自治会と連携し、自主防犯団体結成の促進に努める必要があります。 ・感染症発生時には、本市を含む長生管内 7 市町村の合意・連携をスムーズに進めることで、感染症予防の対応を迅速に行うことができますが、速やかに本市の方向性をまとめ、7 市町村の合意を図り、その後に茂原市長生郡医師会と連携していくことが必要となり、時間を要することがあります。 ・臨時で予防接種を行う際には、国・県から情報提供がされてから医師会等関係機関と協議を行うため、非常に限られた時間で決定、周知を行わなければなりません。 ・感染予防に有効なマスク、消毒液などの物品が全国的に不足しましたが、使用期限もあり、常に十分な備蓄を行うのは困難です。 ・行動計画は、新型コロナウイルス感染症で明らかとなった課題等も踏まえ、見直しを図る必要があります。
取組事項	・地域防災計画の改定 ・国土強靱化地域計画の改定 ・防災行政無線戸別受信機の貸与 ・備蓄物資の充実 ・災害時における各種協定の締結 ・地域防災訓練の実施 ・自主防災組織への資機材貸与及び資機材等整備の補助 ・リーダー育成研修会の実施 ・避難所協力団体設立の促進 ・防犯関係団体への支援、育成を行います。 ・市防犯組合に対し補助金を交付します。 ・自主防犯団体の結成促進を行います。 ・行動計画に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えるよう対応に努めます。

	・国や県から提供される情報等を速やかに茂原市新型インフルエンザ等対策会議で協議し、対策本部設置に向けた準備を行います。 ・長生管内7市町村感染症担当国会議を開催し、今後の協議事項の整理等を行います。 ・茂原市長生郡医師会と協議し、必要に応じて医療機関向けの説明会(ウェブ会議含む。)を行うなど、関係機関との連携を図ります。 ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、行動計画に基づき、直ちに対策本部を設置し、必要な対策を実施します。 ・市民に対する正確な情報提供、ワクチン接種の体制確保などの対策を的確に、速やかに実施します。 ・感染予防に有効なマスク、消毒液などの物品について、早期に調達するよう努めます。 ・行動計画は、必要に応じて見直しを図ります。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	地域防災計画、国土強靱化計画の改定（適宜）			
	戸別受信機の貸与			
	備蓄物資の充実			
	各種協定の締結（適宜）			
	地域防災訓練の実施			
	自主防災組織への資機材貸与及び資機材等整備の補助			
	リーダー育成研修会の実施			
	避難所協力団体への補助金交付			
	防犯関係団体へ防犯パトロール用品の配布			
	市防犯組合に対し補助金を交付			
	自主防犯団体の結成促進			
	情報収集、関係機関との情報共有、連携			
	必要に応じた行動計画の見直し			

(10) 国等との連携(第 32 条関係)

(国等との連携) 第 32 条 市は、より良いまちづくりに向けて、国、県その他地方公共団体と相互に協力及び連携するよう努めるものとします。
【趣旨】 - 本条は、国や県、他の地方公共団体との連携、協力についての基本的な考え方を規定したものです。 【解釈及び運用】 - 市民ニーズの多様化や少子高齢化、人口減少などにより、一地方公共団体では対応することができない課題も増えています。住民に最も身近な基礎自治体である市が、地域の課題解決に積極的に取り組む一方で、共通する課題等については、他の地方自治体や、より大きな単位である県や国と相互に協力及び連携して、対処していくことが求められます。

所管課	企画政策課	関係課	全課	
現状	• 本市を含む長生地域は、長生郡市広域市町村圏組合を設置し、病院、消防、上水道、ごみ処理等の事業を共同で実施しています。また、国や県、山武地域、千葉市を中心とした近隣市などとのさまざまな連携事例があります。			
課題	• 市民ニーズの多様化や少子高齢化、人口減少などにより、一つの自治体だけでは対応することができない課題が増えており、国や県、共通した課題を持つ他の自治体と相互に協力・連携していくことが求められています。			
取組事項	• 長生郡市広域市町村圏組合との連携・協力 • 2市3町行政連絡協議会、長生・山武地域振興懇談会における連携・協力 • 千葉市提案による広域連携協議会への参加及び課題解決に向けた新たな取り組みの検討			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	長生郡市広域市町村圏組合との連携・協力			
	2市3町行政連絡協議会、長生・山武地域振興懇話会における連携・協力			
	千葉市提案による広域連携協議会への参加及び課題解決に向けた新たな取組の検討			

9. 第8章 実効性の確保

(1) 条例の見直し(第33条関係)

(条例の見直し) 第33条 市は、この条例が、趣旨に照らして解釈運用され、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを、条例の施行後、4年を超えない期間ごとに確認するものとします。 2 市は、前項における確認の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとします。
【趣旨】 - 本条は、条例の見直しについて規定したものです。 【解釈及び運用】 (第1項) - 条例の実効性を確保するため、4年を超えない期間ごとに、この条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかどうかを確認するものとします。 - 市は、条例の確実な推進を図るための工程表（アクションプラン）を作成した上で、その進行管理を行うことにより、上記の「確認」を行うものとします。 (第2項) - 前項の確認の結果や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて、この条例を見直すこととします。著しく社会経済情勢が変化した場合など、急を要する場合は、この限りではありません。 - 解釈運用の状況確認及び見直しにあたっては、本条例が市民等、市及び議会によって遵守されているかどうか、策定時と同様に幅広い意見を聴きながら、検証する必要があります。

所管課	企画政策課	関係課	全課
現状	- まちづくり条例第33条第1項において、「市は、まちづくり条例が趣旨に照らして解釈運用されているか、4年を超えない期間ごとに確認する」と規定されています。 - まちづくり条例の適切な解釈と運用の指針となる逐条解説「まちづくり条例 解釈・運用の手引き」を、平成28年3月に作成し、令和6年8月に改訂しました。 - アクションプランに基づき、毎年度、進行管理を行っています。		
課題	- まちづくり条例が趣旨に照らして解釈運用され、市民自治のまちづくりの進展に寄与しているかを確認する必要があります。 - まちづくり条例の運用を重ねる中で、逐条解説を見直す必要が生じる可能性があります。		
取組事項	- まちづくり条例推進アクションプランを策定し、その進行管理を行います。 - まちづくり条例の進捗状況等に鑑み、条例改正の必要があると認められるときは、市民参加による検討の機会を設けます。		

	• 必要に応じ、逐条解説の見直しを行います。			
工程	R 6	R 7	R 8	R 9
	まちづくり条例推進アクションプランの策定、進行管理			
	運用実態を考慮に入れた逐条解説の見直しの検討			

茂原市まちづくり条例推進アクションプラン

令和6年8月

企画財政部企画政策課

〒297-8511 千葉県茂原市道表 1 番地

TEL0475-20-1516 FAX0475-20-1603

kikaku@city.mobara.chiba.jp